

注釈の一覧 第4回添削済答案②（H29民訴法）.pdf

ページ :1

☐ 番号 :1 作成者 : 日付 :2024/09/25 16:30:25

 番号 :2 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/09/16 4:22:10
再度代理の要件事実を復習下さい。

 番号 :3 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/09/16 4:23:51
訴えの追加的変更で論じて欲しいです。問題文読んでいて別訴に頭がいったのであれば、意識的に訴えの変更を学習されていないのかと思料しました。

探 点	

ページ

1800年12月1日 1800年12月1日

裏面へ

ページ 2

番号 : 1 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/09/16 4:31:10
同時履行の抗弁権の要件事実であることを指摘するのは良いですが、なぜこの指摘をしているのかがよく分かりません。

番号 : 2 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/09/16 4:26:17
これは何の観点の論証がよく分かりませんでした。

番号 : 3 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/09/16 4:25:44
設問2 (1) ですが、総じて問題提起、規範、当てはめになっていないので、読みにくい気がしました。

番号 : 4 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/09/16 4:29:59
設問2 (2) も何の観点から論じているのかがよく分かりません。
民訴も、規範→当てはめを徹底すべきですので、留意下さい。

科 目 名	受講クラス	学籍番号	氏 名

採点

① 訴訟物の争い係争していることになり、裁判所は争いを同時に
 行の執行権の後半に決定する。Xが前代金全部返済下
 り判決がなされることになる。
 第4 設問中100%
 1. 判決 既判力発生。既判力発生。既判力発生。
 と、後訴裁判所は前訴裁判所の判断内容と異なる判決
 を下すことができない。
 既判力の客観的範囲は？ 既判力は「主として」
 もとの100%、既判力発生と定めている。判決本文は、原告
 が被告を裁判で敗訴した事、被告が訴訟物の存在を認め
 のに勝てた事、既判力は、訴訟物の存在に對する判
 決100%は適用される。
 ② 引換給付判決 本件後訴の訴訟物は、売買契約に
 基いて代金支払請求権である。一方、前訴は、売買契約
 に基づく物引換請求権の訴訟物と見て争われてきたこ
 と、引換給付判決はなされた。つまり、訴訟物は
 同一契約の履行上生じた事実上の債権の存在を争った
 ことから、後訴裁判所は、前訴訴訟物の存在に對して
 既に判決を付けているから、
 引換給付判決は、当該訴訟物の存在に對して争った
 引換給付命令全部は、被告の同時履行抗弁権の
 発現により成立しない。つまり、引換給付命令全体の
 一部は訴訟物の各個独立したものとして見るべきであり、

5. ページ

11月15日頃より、被告は「文書の写しを提出した上にあること」
を主張し、その旨を述べた。

3. おり、後述裁判所は、本件訴訟の原告が被告
に提出した文書、改訂審理、判断と評定を以てした。よ
して、原告が被告に提出した文書に於いて、原告が被告に提出した
文書、改訂審理、判断と評定を以てした。

以上

番号 : 1 作成者 : snsd1 タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/09/16 4:33:15

「発現」は、私としてはあまり馴染みのない法律用語です。教科書等に表現があるなら結構です。